

10人槽以下の

(定期検査)

浄化槽の法定検査が変わります！

浄化槽法第11条に基づく定期検査を
令和2年4月1日から変更します。

鹿児島県からの重要なお知らせです

- 変更のポイント**
- ・検査の効率化
 - ・手数料の引き下げ



©鹿児島県ぐりぶー・さくら

10人槽以下の浄化槽について

- ・問題がない浄化槽は、現行のガイドライン **検査を効率化し、検査手数料を引き下げ**ます。
- ・更に効率化するため、**水質検査のみ**を行う「**採水員検査**」を**導入**します。
- ・検査の効率化により、合併処理浄化槽は九州で最も安価な検査手数料となります。
- ・問題がある浄化槽は、現行の検査を実施し、指定検査機関である（公財）鹿児島県環境保全協会と保守点検業者が一体となって、早期改善を図ります。

● 検査の効率化

基本検査、採水員検査及びガイドライン検査を組み合わせる実施

合併処理浄化槽：**基本検査 + 採水員検査**

※ 問題が認められた場合、ガイドライン検査で補完

単独処理浄化槽：**ガイドライン検査 + 採水員検査**

※11人槽以上の浄化槽は、これまでどおり毎年ガイドライン検査を行います。

※10人槽以下の浄化槽であっても、事前の書類確認（保守点検及び清掃の記録等）や前回の定期検査で問題が認められた浄化槽等は、改善されるまで毎年ガイドライン検査を行います。

- ガイドライン検査（現行検査）とは
国（環境省）が定めた検査方法で、書類検査（現場確認）・外観検査（75項目）・水質検査（5項目）を行います。
- 基本検査とは
県が定めた効率化した検査で、書類検査（事前確認）・外観検査（39項目）・水質検査（5項目）を行います。
- 採水員検査とは
県が定めた更に効率化した検査で、書類検査（事前確認）・水質検査（3項目）を行います。

適切に維持管理されると負担が軽減される仕組みです



● 手数料の引き下げ

【検査手数料の改定（定期検査）】

区分	改正前			改正後		
	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	検査頻度	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	検査頻度
規模（人槽）	ガイドライン検査	ガイドライン検査	1年に1回	基本検査（ガイドライン検査）	ガイドライン検査	4年に1回
	6,000円	4,000円	（現在：3年に1回）	5,000円	4,000円	
採水員検査	—	—	—	3,000円	3,000円	4年に3回（当面：4年に1回）